

1. 通帳の不発行

外貨預金（外貨普通預金・自動継続型外貨定期預金のみ対象）を開設するにあたっては、当該外貨預金規定にかかわらず通帳は発行しないものとします。

2. 通帳不発行にかかる特約

- (1) 本契約では預金者はほくぎんダイレクトダイレクトA（以下ダイレクトAといいます）を契約するものとし、外貨普通預金の残高・入出金明細等および外貨定期預金の預入明細等はダイレクトAもしくは北陸銀行ポータルアプリ（以下ポータルアプリといいます）により確認するものとします（外貨定期預金は満期案内を送付いたしますが、外貨普通預金については定期的なお取引明細の送付等を行いません）。
- (2) 預金者が取引明細書の発行を希望する場合は、当行所定の手数料を支払うものとします。
- (3) 外貨普通預金の払戻しまたは外貨定期預金の解約をするときは、当行所定の請求書に届出の印章（または署名）により、記名押印（または署名記入）して、ダイレクトAにおける代表口座の通帳またはキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を当行窓口へ提出するものとします。
- (4) 通帳式口座から外貨預金Web口座に変更する場合、当行所定の依頼書に届出の印章（または署名）により、記名押印（または署名記入）して、当該口座の通帳とともに当行窓口へ提出するものとします。
- (5) 外貨預金Web口座から通帳式口座に変更する場合、当行所定の依頼書に届出の印章（または署名）により、記名押印（または署名記入）して、ダイレクトAにおける代表口座の通帳またはキャッシュカードを当行窓口へ提出するものとします。
- (6) 上記の場合のほか、外貨預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該規定に定める通帳に代えて、ダイレクトAにおける代表口座の通帳またはキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を当行の窓口へ提出するものとします。

3. 特約の解約

次の一つにでも該当した場合には、当行は預金者に通知することなく上記2の特約を解約することができるものとします。この特約が解約された場合は、解約日から外貨預金規定のみが適用されるとともに通帳が発行されるものとします。なお、この場合も外貨定期預金は満期案内を送付いたしますが、外貨普通預金については定期的なお取引明細の送付等を行いません。

- (1) ダイレクトAを解約された場合
- (2) 上記2の特約に違反した場合。

4. 規定の準用

- (1) 本規定に特段の定めがない場合は、外貨預金規定、ほくぎんダイレクトAご利用規定集を準用するものとします。
- (2) 本規定、外貨預金規定、ほくぎんダイレクトAご利用規定集の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

5. 規定の変更

- (1) 本規定は、当行の都合で変更することがあります。規定の変更日以降は、変更後の規定に従うものとし、この変更によって生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- (2) 前項の変更については、当行の定める方法にて告知することとします。

以 上

（2022年11月21日現在）